

病院で学校感染症と診断された時には学校へお知らせ下さい。

病院で診断書・治療証明書等をもらう必要はありません。

出席停止期間を守り、下記の届を保護者で記入し、登校日に学校(担任)に必ず提出してください。

# 学校感染症 回復届

伊波小学校 校長殿

年 組 番 児童名： \_\_\_\_\_

1) 症状が出た日：	月	日
2) 診察した日：	月	日
感染症名：	_____	
医療機関名：	_____	
3) 症状が治まった日：	月	日

20 年 月 日 下記の通り、登校基準に回復しましたので、登校をさせます。



保護者名： \_\_\_\_\_ 印

## ★おもな学校感染症の種類と出席停止期間★

チェック	疾病名	出席停止期間
	インフルエンザA型・B型 (新型を除く)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで。 (裏面の出席停止期間早見表をご確認ください)
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。
	風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで。
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで。
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
	結核	症状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで。
	腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
	溶連菌感染症、手足口病、 マイコプラズマ感染症、 伝染性紅斑(りんご病)、 感染性胃腸炎、その他の感染症	必要があれば校長が学校医の意見を聞き、出席停止の措置をとる場合があります。(診察医の指示を聞き、学校へ連絡ください。)

